

理由

一、我が國の勞働條件が賃銀の點に於て、勞働時間の點その他に於て甚だしく劣悪であることは今更事新らしく問題とされることではなく既存の事實であるが、最近に於ける我が國製品の異常なる海外進出は、それが低賃銀の上に立つ故を以つて諸外國に於ける日貨排斥となりソシアル、ダムビムとなりして、國の内外を通じて大きな渦をまき起した。今日では、それは、表面鎮まつた形にはなつてゐるが、實際には、關稅高壁、輸入制限等に依りその海外進出は阻止されつゝあり、前途必ずしも樂觀を許さず、排日の口實を與へてゐる。

一、斯くの如く排日の口實をなしてゐる我が國の低劣な勞働賃銀は、その産業が重工業に基礎を置かずして、輕工業の上に立つてゐることに起因するものであるが、殊に輸出産業——綿布、レヨン、ゴム、セルロイド等々——に於けるそれは更に甚だし。

一、低賃銀の原因をなすものゝ内、特殊なものも擧げるならば

- 1、輕工業なるが故に二、三の産業を除いては、他のすべてが多額の熟練を要せず、且つ家内の工業なること
- 2、農村の窮乏から來る賃銀相場を破つての農村青年男女の勞働市場への提出
- 3、その収入が一家の生活の主體をなさない婦人勞働者の多いこと
- 4、収入の多寡を無視した所謂内職者の存在が常に工場内に働らく勞働者をおびやかしてゐること
- 5、勞働組合組織の微弱なこと

以上等がその特殊事情として擧げられる。

一、かくの如くにして我が國製品の海外進出は資本家の主張するが如くに機械の精巧、經營技術の優秀のみによるものでは断じてなくして、實に勞働者の犠牲に於いてなされてゐるものであつて我々は生活權の確保を要求すべく闘争せねばならないが、かかる特殊な事情の下にあつては法律によつて最低賃銀の制定をなす以外には當面に於いて道はなく、

かくすることによつて諸外國に於ける誤解を解き、困難なる移民問題も同時に解決されるものである。

實行方法

新任中央委員會一任。

自主的勞働組合法即時制定の件

神戸聯合會提出

主 文

我等は自主的勞働組合法の即時制定を期す

理 由

我等は多年資本家の反對と、政府の彈壓を蹴つて自主的勞働組合法獲得のために戦つて來たが、その結果最近漸く輿論の支持を得るに至り、第五十六議會に於ては社會局案が提出されたが、その内容の欺瞞的なるにも拘はらず資本家團體たる全國産業團體聯合會並に日本工業俱樂部の反對運動に會つて遂に擱り潰ぶされてしまつた。

爾來政府は非常時の名の下に澎湃として盛り擧る勞働大衆の自主的組合法要求の聲に耳を覆ひ只管資本家の擁護に努めつゝあるが我等はあくまで自主的勞働組合法を要求し戦はんとするものである。

實行方法

- 一、社會大衆黨並に日本勞働組合會議に協力して闘ふこと
- 二、具體的方法は新任中央委員會に一任